Ⅳ　引当外賞与見積額		14,058,159
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額		－94,399,012
Ⅵ　機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	137,990,902	
政府出資等の機会費用	0	137,990,902
Ⅶ　行政サービス実施コスト		12,080,330,868

（注記）
・引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員にかかる者が11名、4,735,105円が含まれております。
・国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用については、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日付条例第36号）により計算しております。
・政府出資等の機会費用の計算利率については、平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		139,136,250
当期総利益	139,136,250	
Ⅱ　積立金振替額		634,811,376
前中期目標期間繰越積立金	630,809,100	
目的積立金	4,002,276	
Ⅲ　利益処分額		
積立金		773,947,626

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）及び減価償却費については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

財務費用、その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～58年
構築物	２年～63年
機械・装置	２年～17年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。なお、機構内利用のソフトウエアについては、機構内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

運営費交付金による財源措置のない有期雇用職員（アソシエイトフェロー）の退職給付に備えるため、当事業年度末に係る自己都合要支給額を計上しております。

その他の役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金（期末自己都合要支給額）の当期増加額に基づき計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品等・・・最終仕入原価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金・・・個別法による低価法を採用しております。

６．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については取得時の価額をもって評価しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日付条例第36号）により計算しております。